

地域主権改革の諸課題の取組状況

目 次

1. 地域主権戦略会議、国と地方の協議の場の法制化等関係	1
2. 地方税財源の充実確保関係	4
3. 直轄事業負担金の廃止関係	5
4. 緑の分権改革の推進関係資料	7
5. 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）関係	13
6. 自治体間連携関係	19

1. 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(1) 地域主権戦略会議の設置(内閣府設置法の一部改正)

「地域主権改革」の定義…日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

① 所掌事務

改革の基本方針・重要事項の調査審議、重要事項の施策の実施を推進

② 会議の組織

内閣府の【重要政策会議】:15人以内

議長…内閣総理大臣
議員…内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、
内閣総理大臣が指定する国務大臣、
内閣総理大臣が任命する有識者 など

③ その他

- ・ 政令で定める日(公布日から3か月以内)に施行
- ・ 改革を更に進める観点から、法施行後3年以内に見直し

(2) 義務付け・枠付けの見直し(関係法律の一部改正)

地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、関係する41法律を一括改正(別紙参照)

2. 国と地方の協議の場に関する法律案

① 構成・運営

・ 議員…国:内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》

地方:地方六団体代表(各1人)《副議長を互選》
・ 臨時の議員…議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集(毎年度一定回数。臨時招集も可)
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

- ・ 分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

- ・ 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

- ・ 協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

1. 概要

改正の対象となる事項

自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもので、次のような事項を対象

- ① 施設・公物設置管理の基準
- ② 協議、同意、許可・認可・承認
- ③ 計画等の策定及びその手続 等

関係法律を一括し改正

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

改正後

例えば、

- ① 国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定＝地方の独自性の発揮
- ② 国の関与を、廃止又は弱い形態の関与へ
- ③ 計画等の策定義務を廃止へ

〔改正の概要(例)〕

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉法)
- 公営住宅の整備基準及び収入基準(公営住宅法)
- 道路の構造の技術的基準(但し設計車両等の基準を除く)(道路法)
- 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可は、届出とする(学校教育法)

を地方自治体の条例に委任

〔国の基準は基本的に「参酌すべき基準」化〕

2. 施行日等

- ① 直ちに施行できるもの→公布日
- ② 政省令等の整備が必要なもの→公布の日から起算し3月を経過した日
- ③ 地方自治体の条例整備が必要なもの→事業年度単位での施行が必要なもの→平成23年4月1日 等

○福祉施設の基準について、関係法律の施行の状況等を勘案し、基準の在り方について見直し検討

1. 施設・公物設置管理の基準

＜見直し後＞

＜現行＞

施設基準は
政省令で規定

・施設等基準は条例で規定
・政省令は条例制定の基準へ

(1) 「従うべき基準」の例

福祉施設(児童福祉施設、特別養護老人ホーム、介護施設、障害者支援施設、認定こども園等)
○職員の資格及び人数(例:保育士等の配置基準等)
○居室面積等(例:ほぶく室3.3㎡以上等)
○サービスの適切な利用等に関する事項(例:虐待等の禁止、秘密保持等) ※附則第43条に検討規定

(2) 「標準」の例

①養護老人ホーム等:利用者数
②保育所:居室面積(但し、省令基準に照らして大臣が指定する地域について政令で定める日までの間)

(3) 「参酌すべき基準」の例

①福祉施設:「標準」及び「従うべき基準」以外の基準(例:保育所の屋外遊戯場面積、特養の廊下幅及び食堂や機能訓練室の面積等)
②職業能力開発施設:施設外訓練等の実施の基準
③へき地手当:へき地手当、月額等
④公営住宅:整備基準、入居収入基準
⑤道路:構造基準(ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定)、案内標識及び警戒標識の寸法
⑥河川:準用河川における河川管理施設等の構造基準

※「検討規定」(附則第43条)
今後の施行の状況等を勘案し、福祉施設の基準の在り方について検討を加え、必要があると思われるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3. 計画等の策定及びその手続

(1) 策定義務の規定そのものの廃止

○職階制に適合する給料表に関する計画 [地方公務員法関係]
○資金貸付事業計画 [小規模企業者等設備導入資金助成法関係]
○地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想 [地域産業資源活用促進法関係]

(2) 策定義務の「できる規定化」等

○農山漁村電気導入計画 [農山漁村電気導入促進法関係]

2. 協議、同意、許可・認可・承認の見直し等

(1) 認可の見直し

【学校教育法関係】
○市町村立幼稚園の設置廃止等の認可 → 事前届出へ
【漁港漁場整備法関係】
○漁港区域の指定等の大臣認可 → 事後報告へ
【港湾法関係】
○港湾区域の設定の大臣認可 → 届出へ (重要港湾等は同意協議へ)

(2) 承認の見直し

【海岸法関係】
○海岸保全施設の工事に係る大臣承認 → 同意協議へ

(3) 同意協議等の見直し

【森林病害虫等防除法関係】
○高度公益機能森林等の区域指定等の大臣同意協議 → 一部を事後報告へ
○果実防除実施基準に係る大臣協議 → 事後報告へ
【企業立地促進法関係】
○基本計画に係る大臣同意協議 → 一部の同意協議廃止へ
【港湾法関係】
○特定埠頭の運営の事業認定の大臣同意協議 → 事後通知へ(国有財産である港湾施設等を含む場合を除く)
【下水道法関係】
○流域別下水道整備総合計画に係る大臣同意協議 → 協議
○公共下水道事業計画に係る大臣(知事)認可 → 協議又は届出へ
【都市計画法関係】
○県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議 → 廃止へ
○市の都市計画決定に係る知事同意協議 → 協議へ
【国土利用計画法関係】
○土地利用基本計画に係る大臣同意協議 → 協議へ
○自動車NOx法関係
○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 協議へ

【大気汚染防止法関係】

○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議
【ダイオキシン類対策特別措置法関係】
○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議

(4) 協議の見直し

【災害対策基本法関係】
○都道府県地域防災計画に係る大臣協議 → 事後報告へ
【地方教育行政の組織及び運営に関する法律関係】
○学校運営協議会設置に係る県教委協議 → 廃止へ
【文化財保護法関係】
○国有地での発掘に係る関係各省庁協議 → 廃止へ
【林業労働力の確保の促進に関する法律関係】
○基本計画に係る大臣協議 → 範囲を限定し報告へ
【農業改良助長法関係】
○県協同農業普及事業実施方針に係る大臣協議 → 廃止へ

【農業振興地域の整備に関する法律関係】

○基本方針に係る大臣同意協議等 → 範囲を限定し同意協議へ

【中小企業団体の組織に関する法律関係】

○商工組合等の設立認可等に係る大臣協議 → 廃止へ
【道路法関係】
○都道府県道の路線認定等に係る大臣協議 → 廃止へ
【自然環境保全法関係】
○特別地区の指定等に係る大臣協議 → 廃止へ
【辺地法関係】
○市町村総合整備計画に係る知事協議 → 一部廃止へ

(5) その他

【地方公営企業法関係】
○利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務の廃止等
○企業団の監査委員の定数に係る規定の廃止

(3) 内容の例示化

○中小企業支援事業の実施に関する計画 [中小企業支援法関係]
○消防広域化の推進計画(含:計画の内容例示化) [消防組織法関係]
○辺地総合整備計画(含:計画の内容の一部を努力義務化等) [辺地法関係]
○基本計画の内容の一部を例示化 [中心市街地の活性化に関する法律関係]
○防災計画の内容の一部を例示化 [石油コンビナート等災害防止法関係]
○都道府県の医療計画の内容の一部を例示化 [医療法関係]

第1章 税制改革に当たっての基本的考え方

2. 税制改革の視点

第五に、地域主権を確立するための税制を構築していきます。地域再生のためにはもちろんのこと、市民に一番身近な自治体が、自らの権限と責任で自らの税制のあり方を定め、そこから得られる税収によって住民が求める行政サービスを提供することは、納税者としての意識を高め、税の無駄遣いを防ぐことにもつながります。今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

④ 地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）

平成22年1月14日
直轄事業負担金制度等に関する
ワーキングチーム決定

○平成21年度

- ・平成21年度分の直轄事業負担金について、当初予定額通知の内容を見直すこととし、都道府県等に対し詳細な内訳書を提示する。

○平成22年度

- ・直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、次期通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出する。ただし、経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、地方から負担金を徴収する（平成23年度には維持管理費負担金を全廃する）。
- ・維持管理に係る土地改良事業については、農業者等の受益者負担を維持しつつ、都道府県負担分を廃止し、関連する政令を改正する。
- ・直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業に係る補助金の事務費も全廃する。

○平成22年度～平成25年度まで

- ・直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。
このため、本ワーキングチームにおいて、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める。

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う。

従前制度の概要

国が行う道路、河川等に関する事業（直轄事業）について、受益者負担の観点から、都道府県等がその費用の一部を負担



見直しの概要

- 直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理負担金を廃止【法律】
 - ※ 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業（※）に要する費用については、その対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収

- 併せて、直轄事業負担金の業務取扱費を全廃するとともに、公共事業に係る補助金の事務費も全廃【予算】

直轄事業の負担率（道路の場合）

		H21年度	H22年度	H23年度
新設・改築		国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3
	特定の事業（※）	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10
維持管理		国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10	国 : 10/10 地方 : 0/10

（※）特定の事業：安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の維持管理

地域力の創造・地方の再生

- 活力ある地域社会を形成し、地域主権を確立するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、**地域力を高めるための多様な取組**を展開できるよう支援

1. 「緑の分権改革」の推進

それぞれの地域資源（豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金）を最大限活用する仕組を地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げていくことにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を**分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」へと転換**

「平成21年度検討事業

- 都道府県・市町村における、再生可能なクリーンエネルギー資源の賦存量等の調査及び先行実証調査

平成22年度検討事業

- 改革を推進していくための制度的対応等についての研究
- 改革の趣旨に賛同し、総合的・複合的な取組を先行的に行う市町村における調査研究

2. 「定住自立圏構想」の推進

- 「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能で**相互に役割分担し、定住の受皿を形成**
- 定住自立圏構想推進要綱及び定住自立圏に対する支援策を取りまとめ、平成21年4月より全国展開
 - 中心市宣言実施済み53団体。協定締結延べ125団体（25圏域）。方針策定6団体（6圏域）。共生ビジョン策定21団体。
（平成22年4月23日時点）

3. 過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、**安心して暮らせる地域に再生**

- 新たな過疎対策の推進
- 「集落支援員」による集落再生
- 医療、介護、生活の足の確保
- デジタル・デバイドの解消

緑の分権改革

1 緑の分権改革とは

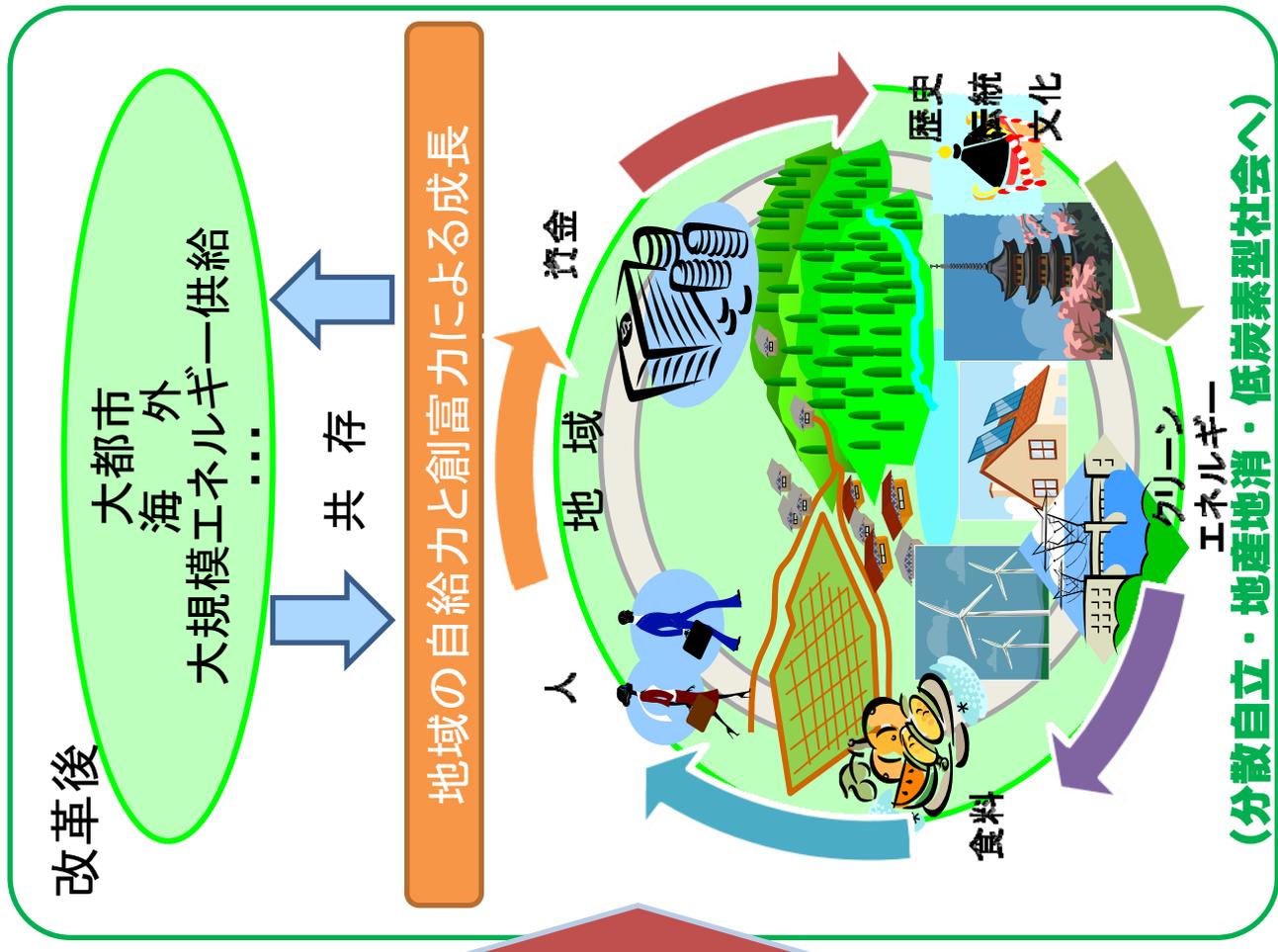
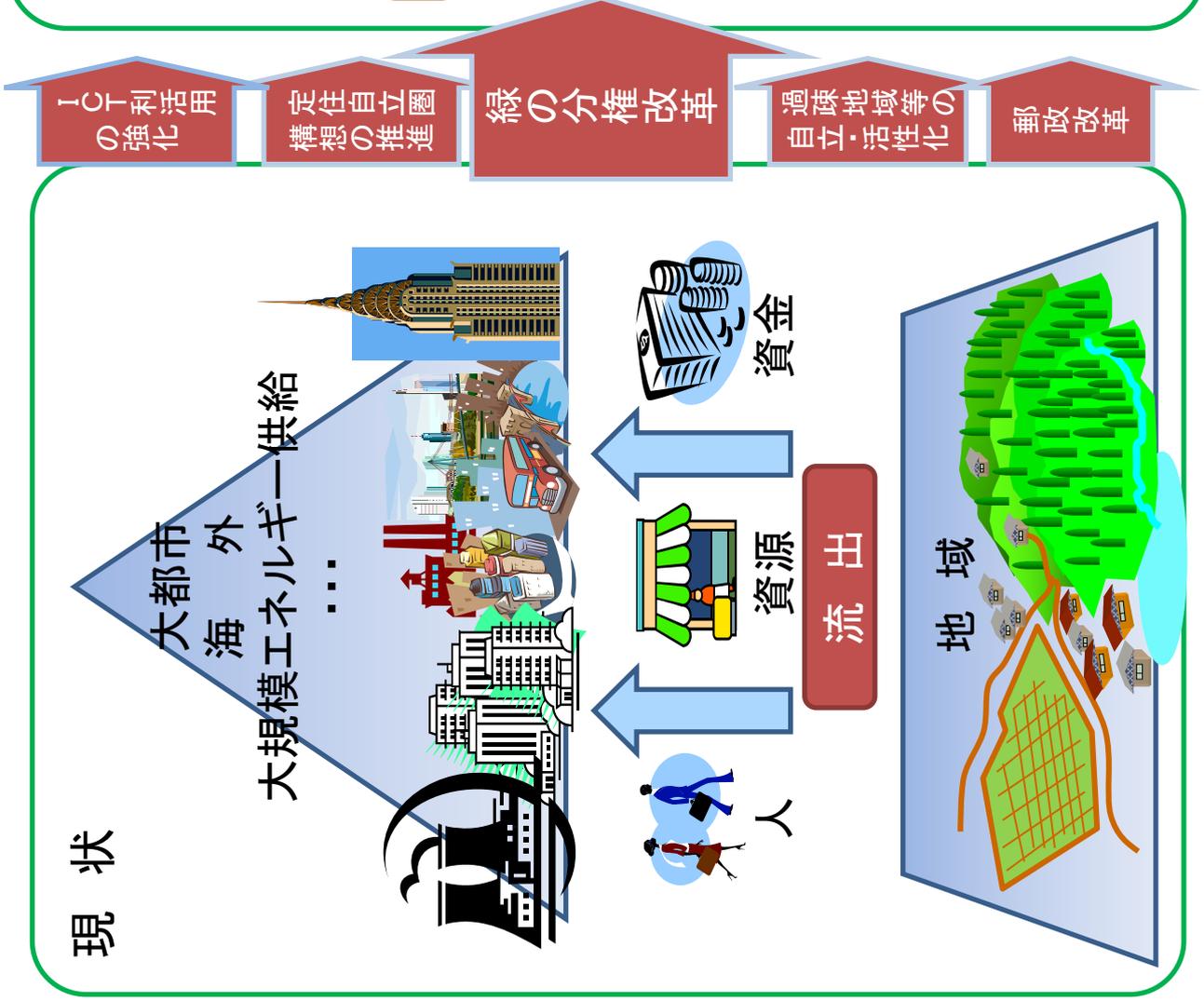
- 地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中において、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進が強く求められている。
- 緑の分権改革とは、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐまかれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を、分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。

2 地域主権改革と緑の分権改革

- 地域主権の確立のため、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国直轄事業負担金の廃止、補助負担金の一括交付金化、出先機関の原則廃止、国と地方の協議の場の法制化等を目指す。これらにより、住民自治、地方公共団体の権限と責任は飛躍的に高まるもの。
- 緑の分権改革とは、このように行財政制度を地域主権型に改革していくことにあわせて、個々人の生活や地域の経済についても、「人材や食料、エネルギー、資源等ができる限り地域で有効に活用される構造」に変えていくことにより、ヒト、モノ、カネ、エネルギーの動きそのものを変革し、地域の自給力と創富力を高めるような社会システムの構築を目指すもの。

「緑の分権改革」の推進による地域の成長

(出典)原口ビジョン



3 緑の分権改革の推進

(1) 総務省の体制整備

第2次補正予算案の閣議決定後に、省内横断的な推進体制として、「緑の分権改革推進本部」を設置するとともに、その着実な実施のために「緑の分権改革推進室」を設置。

(2) 意見募集の実施

(4)①の推進会議の設置に先立ち、地方公共団体はじめ関係方面から緑の分権改革に対する意見を募集。

(3) 平成21年度第2次補正予算

緑の分権改革の推進のための基礎的条件整備として、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査とファイジビリティ調査、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等も含めた事業化方策についての先行実証調査を実施。

(4) 平成22年度当初予算

① 推進会議の設置

(3)のクリーンエネルギー資源の調査の状況、②の先行的な取組を実施する地方公共団体による調査の状況も踏まえ、緑の分権改革を推進していくための課題・対応策等について検討。

② 先行的な取組についての委託調査事業

緑の分権改革のモデルとなりうる先行的・総合的な取組を行う地方公共団体を募集し、取組を実施・発展していくための委託調査を実施。

(5) 平成23年度以降の展開

平成21年度及び平成22年度における調査・研究結果、先行実施団体の検証・提言等を広く都道府県、市町村はじめ関係者に周知するとともに、国として、広報・啓発にあわせて、規制緩和や必要な法整備などにより支援策を講じていくことにより、緑の分権改革を積極的に推進。

緑の分権改革推進会議の開催について

〔平成22年4月26日〕
〔総務大臣決定〕

- 1 緑の分権改革の推進のため、改革のモデルとなる取組の整理を行うとともに、その実現のために必要な対応方策及び改革の推進に伴い見込まれる効果の数量化等について検討するため、総務省において緑の分権改革推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

座長 ：総務大臣が指名する総務副大臣
座長代行：内閣総理大臣補佐官（地域主権、地域活性化及び地方行政担当）
委員 ：総務大臣が指名する有識者
- 3 座長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を委嘱することができる。
- 4 座長は、必要に応じ、構成員及び専門委員により構成される分科会を設けることができる。
- 5 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室において処理する。
- 6 その他会議の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

緑の分権改革推進会議 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

座長	渡辺 周	総務副大臣
座長代行	逢坂 誠二	内閣総理大臣補佐官
委員	飯田 哲也	環境エネルギー政策研究所所長
	大森 彌	東京大学名誉教授
	小田切徳美	明治大学農学部教授
	笠松 和市	徳島県上勝町長
	川勝 平太	静岡県知事
	北橋 健治	福岡県北九州市長
	鈴木 重男	岩手県葛巻町長
	須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
	月尾 嘉男	東京大学名誉教授
	西澤 久夫	滋賀県東近江市長
	平井 伸治	鳥取県知事
	福武總一郎	ベネッセホールディングス取締役会長 (総務省顧問)
	堀尾 正靱	科学技術振興機構社会技術研究開発センター領域総括
	堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
	安田 喜憲	国際日本文化研究センター教授・稲盛財団理事
	山崎 養世	太陽経済の会代表理事 (総務省顧問)

地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

地方行財政検討会議について

趣旨

地方政府基本法の制定に向け、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、総務省において、地方行財政検討会議を開催している。

この会議において成案が得られた検討結果については、「地域主権戦略の工程表」に沿って、地方自治法改正案として取りまとめ、順次、国会へ提出していく。

テーマ

総論

- 地方自治の理念の再整理（「地方自治の本旨」の具体化）
- 地方自治の基本法としてのあり方

1. 自治体の基本構造のあり方

- 二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化
- 基礎自治体の区分の見直し
- 大都市制度のあり方 等

2. 住民参加のあり方

- 議会のあり方
- 一般的な住民投票制度のあり方
- 長の多選制限その他の選挙制度の見直し 等

3. 財務会計制度・財政運営の見直し

- 不適正経理事件等を踏まえた監査制度等の抜本的見直し
- 財務会計制度の見直し
- 長等に対する損害賠償請求権の放棄の制限 等

4. 自治体の自由度の拡大（規制緩和）

- 執行機関（行政委員会など）
- 議会の組織・権能 等

構成員

<政務三役等>

原口 一博	総務大臣	【議長】
渡辺 周	総務副大臣	
小川 淳也	総務大臣政務官	
逢坂 誠二	内閣総理大臣補佐官	

<地方自治体関係者>

達増 拓也	岩手県知事
奥山 恵美子	仙台市長
松田 直久	津市長
横尾 俊彦	多久市長
寺島 光一郎	北海道乙部町長
金子 万寿夫	鹿児島県議会議長
五本 幸正	富山市議会議長
野村 弘	長野県上松町議会議長

<有識者>

石原 俊彦	関西学院大学教授
岩崎 美紀子	筑波大学教授
碓井 光明	明治大学教授
斎藤 誠	東京大学教授
西尾 勝	東京大学名誉教授
林 宜嗣	関西学院大学教授

検討の方向性

検討項目の例	検討の視点
総論	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治の理念の再整理（「地方自治の本旨」の具体化） ○ 地方自治の基本法としてのあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主権の確立を目指す観点から見たときに、国と地方の役割分担、地方自治に関する法令の立法原則、住民の権利義務のあり方等について、現在の地方自治法の規定で十分であるかという観点から、地方自治法のあり方や地方自治の理念を改めて整理すべきではないか。
1. 自治体の基本構造のあり方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法は、厳格な二元代表制を一律に採用しているが、より多様な組織を地方自治体自らの判断により決定できるような仕組みも考えられるか。地方自治体の基本構造のあり方をどう考えるか。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎自治体の区分の見直し ○ 大都市制度のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成の大合併」進展後、市町村の姿は変貌を遂げたが、現行の基礎自治体のあり方（市と町村、市の種類（指定都市・中核市・特例市））はこれにふさわしいものとなっているか。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県間・基礎自治体間の広域連携のあり方 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・地方関係のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主権型社会において国と地方自治体の関係をどう考えるか。国・地方それぞれの判断と責任が尊重されるためには、どのような仕組みが必要か。
2. 住民参加のあり方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会のあり方 ○ 一般的な住民投票制度のあり方 ○ 長の多選制限その他の選挙制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主権改革の進展に伴い、地方自治体の処理する事務が今後更に増大するとともに、条例により自主的に定めることができる範囲が拡大するなど、地方自治体の責任領域が拡大していくことになると考えられるが、地域主権型社会における議会の役割が十分に発揮されるよう、議会機能の更なる充実・強化を図っていく必要があるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 規模の拡大に伴う自治体経営への住民参画の手法 	

検討項目の例	検討の視点
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の意見を行政運営に反映させる観点から、多様な層から幅広い住民が議会の議員に選ばれるような方策を考える必要があるのではないか。 ○ 幅広い住民が、議会の議員をはじめ、地方自治体の行政運営に参加するような方策を考える必要があるのではないか。 ○ 市町村合併による規模の拡大を踏まえると、市町村内における地域内分権を図る必要があるのではないか。
3. 財務会計制度・財政運営の見直し	
○ 不適正経理事件等を踏まえた監査制度等の抜本的見直し	○ 不適正経理事件等を踏まえ、地方自治体の監査制度等の抜本的な見直しが必要ではないか。また、財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大が必要ではないか。
○ 財務会計制度の見直し	
○ 長等に対する損害賠償請求権の放棄の制限	○ 住民訴訟係属中の損害賠償請求権の放棄については、住民に対し裁判所への出訴を認めた住民訴訟制度の趣旨を損なうこととなりかねないとの指摘もあり、これを制限すべきではないか。
4. 自治体の自由度の拡大（規制緩和）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 執行機関（行政委員会など） ○ 議会の組織・権能 ○ 財務規定 	○ 地方自治法の規律密度が高く、地方自治体の組織及び運営について裁量の余地が乏しいという指摘があるが、地方自治体の自由度を拡大すべきではないか。一方、全国的に統一して定めることが要請される事項をどう考えるか。

※ この表は、地方行財政検討会議（第3回）（平成22年4月26日）において配付した「資料1 地方行財政検討会議の検討の方向性について」を基に作成したもの。

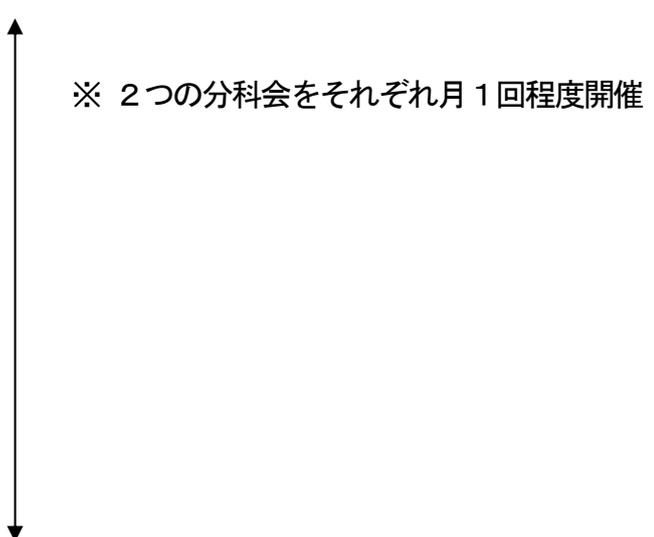
分科会

地方行財政検討会議における円滑な議事に資するよう、会議の下に、第一分科会及び第二分科会を開催している。

第一分科会	第二分科会
主な検討項目	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体の基本構造のあり方 ○ 住民参加のあり方 ○ 地方自治体の自由度の拡大（議会関係・執行機関関係） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務会計制度・財政運営の見直し ○ 地方自治体の自由度の拡大（財務規定関係）
構成員	
渡辺 周 総務副大臣 小川 淳也 総務大臣政務官 逢坂 誠二 内閣総理大臣補佐官 岩崎 美紀子 筑波大学教授 斎藤 誠 東京大学教授 西尾 勝 東京大学名誉教授【主査】 林 宜嗣 関西学院大学教授 <専門委員> （有識者） 林 知更 東京大学准教授 牧原 出 東北大学教授 （自治体関係者） 森 貞述 前高浜市長	渡辺 周 総務副大臣 小川 淳也 総務大臣政務官 逢坂 誠二 内閣総理大臣補佐官 石原 俊彦 関西学院大学教授 碓井 光明 明治大学教授【主査】 西尾 勝 東京大学名誉教授 <専門委員> （有識者） 藤谷 武史 北海道大学准教授 （クラウドコンピューティング関係者） 木村 毅 大阪市総務局IT改革監 兼 市政改革室理事 （自治体関係者） 遠松 秀将 東京都財務局主計部副参事 （事務事業評価担当） 石川 敏也 札幌市経済部中央卸売市場長 武川 市雄 甲州市総務企画部財政課長

開催実績と当面の会議の進め方

【平成22年】

	本会議	第一分科会	第二分科会
1月	立ち上げ 第1回会合（1/20）（運営方法の決定、自由討議等）		
2月	第2回会合（2/15）（検討の方向性・進め方、自由討議等）		
3月		第1回会合（3/18）（今後の方向性・進め方、自由討議等）	第1回会合（3/19）（今後の方向性・進め方、自由討議等）
4月	第3回会合（4/26）（各分科会における議論の報告、自由討議等）	第2回会合（4/16）（議会のあり方、自由討議等）	第2回会合（4/21）（監査機能のあり方、自由討議等）
5月	第4回会合（5/24）（地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方、自由討議等）	第一分科会・第二分科会合同会議（5/19）（これまでの議論に対する地方六団体の意見聴取、自由討議等）	
6月		 <p>※ 2つの分科会をそれぞれ月1回程度開催</p>	
7月	第5回会合（各論討議）		
8月			
9月	第6回会合（各論討議）		
10月			
11月	第7回会合（論点取りまとめ①）		

第4回会合（5/24）に提出された資料は別添1及び2のとおり

【平成23年】

（ 3月 地方自治法改正案提出 ）

平成23年以降、適宜開催

※ 上記の表等は、地方行政財政検討会議（第2回）（平成22年2月15日）において配付した「資料3 当面の会議の進め方」を基に作成したもの。

自治体間連携について

既存の制度

共同処理方式	根拠条文 (地方自治法)	概要
協議会	第252条の2	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事務の一部を共同して管理・執行するため、協議により規約を定め、各団体の議決を経て(②を除く)、協議会を設けることができる。法人格は有しない。 ➢ ①管理執行協議会、②連絡調整協議会、③計画作成協議会の3種類がある。
機関又は職員等の 共同設置	第252条の7	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協議により規約を定め、共同して、執行機関、職員等を置くことができる。 ➢ 共同設置の手續きは、協議会設置の手續に準じる。
事務の委託	第252条の14	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協議により規約を定め、事務の一部を他の地方団体に委託して、管理・執行させることができる。 ➢ 事務委託の手續きは、協議会設置の手續に準じる。
一部事務組合	第284条	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。 ➢ 一部事務組合を構成する団体とは別な法人格を有する特別地方公共団体である。
広域連合	第284条	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、並びに広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、協議により規約を定め、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て設けることができる。 ➢ 一部事務組合と比較して、国、都道府県等から直接に権限の委任を受けること及び権限の委任の要請ができることや、直接請求が認められているなどの相違がある。

(参考) 関西広域連合(仮称)設立について

現在、関西地域において、2府8県4政令市、経済団体等により構成する関西広域機構を中心として、「関西広域連合(仮称)」設立を目指した取組が行われている。

【概要】

1 設立のねらい

地方分権改革の突破口、広域行政の展開、国の地方支分部局の事務の受け皿

2 基本方針

◎ まず一步を踏み出し、成長する広域連合

実現可能な事務から取り組みを開始し、実施する事務を順次拡大、国の事務移譲を狙う。

◎ 生活者重視の運営(東南海・南海地震等に備えた広域防災、ドクターヘリ等)

◎ 広域施策の核として既存事業を移管

関西広域機構(KU)の事務について、広域連合で実施した方が効率的なものは移管

3 実施する事務

＜設立当初＞7分野

広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療連携、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修

＜順次拡充する事務＞

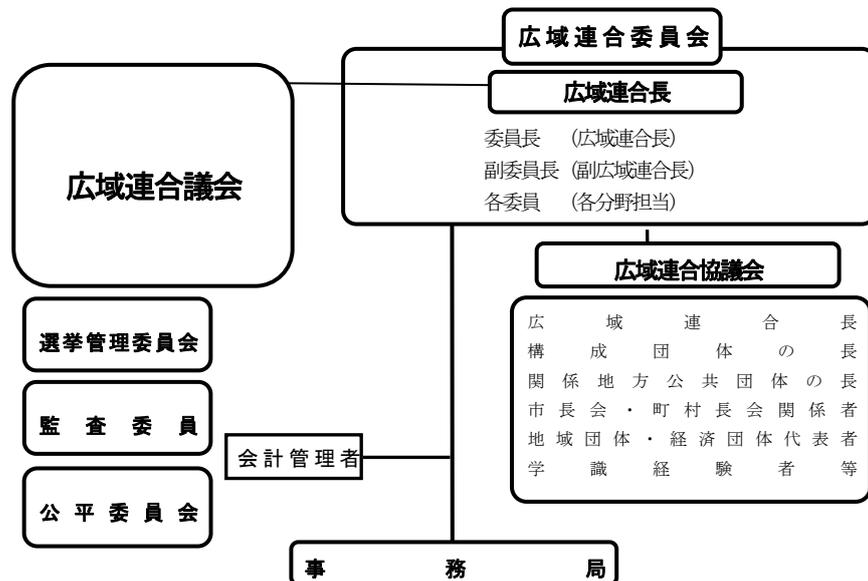
7分野の拡充と府県事務の切り出し等、新たな分野(交通・物流基盤整備、行政委員会事務)

＜国の地方支分部局からの移譲事務＞

4 当初参加予定団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

5 組織



6 予算

- ・ 構成府県が負担する「分賦金」による(広域連合に課税権はない)。
- ・ 負担割合については、総務費については均等負担を原則に、各事業費については、人口など事業毎の受益に応じた客観的な指標により算定する。

7 設立に向けたスケジュール

	会議等	内容
2009年 8月	分権改革推進本部第5回本部会議	・各府県等の取組状況報告 ・「設立案」の協議
2010年 1月	分権改革推進本部設立準備部会 〔関係府県知事会議〕	・「設立案」の協議
	各府県議会	・規約案の提案

道州制タスクフォースの概要

第1回 道州制タスクフォース(2009年12月11日)

1. 「改めて道州制の早期実現を求める(2010年10月20日)」
経団連 池田 道州制推進委員会共同委員長
2. 「道州制、地域主権の現状と課題について」

逢坂 内閣総理大臣補佐官

第2回 道州制タスクフォース(2010年3月24日)

1. 「地域主権改革の現状と見通し」
逢坂 内閣総理大臣補佐官
2. 「関西広域連合のねらいと設立準備状況」
関経連 村上 地方分権委員会委員長
関西広域機構 甲角 専務理事
3. 「地域主権改革への期待」
経団連 池田 道州制推進委員会共同委員長